

令和5年4月10日 美郷町農業委員会会議録

令和5年4月10日午後4時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	鈴木敏夫
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	13番	欠番
6番	佐々木定廣	14番	高橋正和
7番	深田秋彦	15番	深沢靖
8番	細井千代文	16番	山田貞子
9番	井関一良	17番	高橋正尚

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

2番 加藤 堅之助

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 7 議案第19号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

会長 高橋 正尚 午後4時53分本委員会の閉会を告げた。

令和5年4月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年4月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後4時
4. 閉 会 午後4時53分
5. 議事録署名委員 6番 佐々木 定 廣
7番 深 田 秋 彦

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、6番、佐々木委員、7番、深田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第14号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第14号、申請番号20番から申請番号22番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに使用貸借権です。
申請番号20番、六郷地区の田5筆、17, 239㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲となります。期間は10年間です。
申請番号21番、千畑地区の田5筆、畑1筆、5, 172㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲となります。期間は10年間です。
続きまして賃貸借権です。
申請番号22番、千畑地区の田1筆、3, 533㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり経営を縮小したいことから、耕作をお願いするものです。総額で〇〇〇円、期間は10年間です。
申請番号20番から22番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考え

えられます。以上です。

- 議 長 議案第14号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号20番から申請番号22番までについて質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号20番から申請番号22番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号20番から申請番号22番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第2、議案第14号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第15号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第15号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第15号、申請番号1番から申請番号2番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、仙南地区の畑1筆、251㎡、申請人は〇〇〇さんです。既存宅地へ住宅の新築が完了しており、家の位置が若干変わり、それに伴い自宅への進入路を確保したいため転用の申請をしました。面積は進入路151㎡、駐車スペース50㎡、雪捨て場50㎡です。事業費は〇〇〇円で全額借入資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定しております、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設敷地面積の2分の1を超えないものとなっております。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに公図を添付しております。
申請番号2番、仙南地区の畑1筆、244㎡、申請人は〇〇〇さんです。息子夫婦に子が生まれる予定で家族が増え、また息子と農業を行っていることから実家の近くに新築の計画をしました。面積は住宅40㎡、駐車スペース44㎡、通路雪捨て場緩衝地160㎡です。事業費は〇〇〇円で自己資金と借入資金であります。当該地は第2種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるものに該当すると判断しております。この案件につきましては、6ページに位置図、7ページに配置図、8ページに平面図、9ページに立平面図、10ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第15号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 暫時休憩します。 午後4時11分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後4時12分
- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

- 10番委員 申請番号1番についてご報告いたします。3月27日夕方5時頃、井関委員、事務局高橋さんと〇〇〇さん宅に行き、本人立ち会いのもとに現地調査をいたしました。資料にあります通り建てた住宅が少し前に出たため、作業小屋が西側にあるので通路がほしい、雪捨て場、車庫等の関係もあり転用したいということで何ら問題がなかったのご報告申し上げます。
- 議 長 続いて申請番号2番について報告をお願いします。
- 12番委員 申請番号2番についてご報告申し上げます。3月29日午前9時、会長職務代理山田さん、事務局高橋さんと本人立ち会いのもと現地確認を行いました。調査項目に従って調査した結果、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 それではこれより審議を行います。申請番号1番から申請番号2番について質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号2番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号2番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第15号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第4、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第16号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第16号、申請番号1番から申請番号2番について議案書をもとに朗読、説明 】
- 申請番号1番、仙南地区の畑1筆、582㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は、子が生まれ家族が増えて、今後の子育てを考え、実家の隣地へ新築の計画をしました。面積は住宅84.5㎡、通路カーポート226㎡、庭物置80㎡、雪捨て場102.5㎡、緩衝地89㎡です。事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるものに該当すると判断しております。この案件につきましては、12ページに位置図、13ページに配置図、14ページに平面図、15ページに立面図、16ページに公図を添付しております。
- 申請番号2番、仙南地区の畑1筆、449㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は婚姻し、家族が増えることから今後の子育てを考えて、実家の隣地へ新築を計画しました。面積は住宅127.24㎡、通路駐車場133㎡、雪捨て場緩衝地188.76㎡です。事業費は〇〇〇円で全額借入資金です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地

されるものに該当すると判断しております。この案件につきましては、17ページに位置図、18ページに配置図、19ページに平面図、20ページに立面図、21ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第16号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。
- 12番委員 申請番号1番、2番一緒にご報告させていただきます。申請番号1番ですが、4月4日午後3時、加藤委員とともに〇〇〇さん立ち会いのもと調査を行いました。調査の結果、何ら問題がないことをご報告いたします。続きまして申請番号2番ですけれども、1番の調査後、午後3時半に同じく加藤委員と〇〇〇さん立ち会いのもと、調査を行いました。調査の結果、何ら問題がないことをご報告いたします。
- 議 長 それではこれより審議を行います。申請番号1番から申請番号2番について質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号2番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号2番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第4、議案第16号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- 議 長 次に、日程第5、議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第17号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第17号、申請番号17番から申請番号33番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。引き渡し時期はすべて4月30日を予定しております。申請番号17番、千畑地区の田3筆、5, 539㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もないことから、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインを所有し、糶摺り乾燥は委託しております。
申請番号18番、千畑地区の畑2筆、1, 451㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もないことから、隣地で耕作している受人へ農地を売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号19番、千畑地区の1, 543㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号18番と同じです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号20番、千畑地区の田5筆、6, 111m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号18番と同じです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人はトラクターは共同、田植機、コンバインを所有し、糞摺り乾燥は委託しております。

申請番号21番、千畑地区の田4筆、4, 480m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号18番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号22番、千畑地区の田4筆、4, 816m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号18番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号23番、千畑地区の田1筆、345m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消のため売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。コンバインは委託その他の農機具は所有しております。

申請番号24番、千畑地区の田1筆、846m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号23番と同じです。売買価格は10aあたり、〇〇〇円です。

申請番号25番、千畑地区の田2筆、2, 743m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号23番と同じです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号26番、六郷地区の田8筆、11, 457m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もなく、身内である受人が耕作するものです。売買価格は総額で〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号27番、六郷地区の田1筆、548m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もなく、隣地で耕作している受入へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号28番、六郷地区の田1筆、77m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は既存のハウスを延長して建設したいことから隣地である当該地を購入するものです。総額で〇〇〇です。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号29番、千畑地区の田11筆、六郷地区の田18筆、畑2筆、計50, 036m²、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は債務整理のため公社特例事業を使って売買をするものです。渡人から秋田県農業公社を経由したあと、購入予定者は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で引き渡し時期は6月14日を予定しております。

続きまして賃借権移転です。全て再設定です。

申請番号30番、仙南地区の田1筆、3, 278m²、渡人は〇〇〇さん、受入

は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料10ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号31番、六郷地区の田10筆、8,526㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料11ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号32番、千畑地区の田2筆、649㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料12ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号33番、千畑地区の田1筆、752㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号17番から33番の17件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第17号について、事務局より説明が終わりました。家族案件がございますので、はじめに申請番号17番から申請番号25番までについて質疑を行います。

質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号17番から申請番号25番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号17番から申請番号25番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号26番と申請番号27番については家族案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後4時28分

●議 長 それでは、申請番号26番と申請番号27番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号26番と申請番号27番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号26番と申請番号27番については原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

〇番委員 着席 午後4時29分

- 議 長 それでは、申請番号28番から申請番号33番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号28番から申請番号33番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号28番から申請番号33番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第5、議案第17号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第6、議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第18号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第18号、申請番号60番から申請番号85番について議案書をもとに朗読、説明 】
中間管理事業による賃借権設定です。期間が半端なのは他の契約の終了とあわせるためです。
申請番号60番、六郷地区の田6筆、5, 341㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号61番、六郷地区の田7筆、6, 670㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号62番、六郷地区の田7筆、13, 310㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。
申請番号63番、六郷地区の田1筆、98㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は8年7ヶ月です。
申請番号64番、六郷地区の田1筆、490㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年8ヶ月です。
申請番号65番、仙南地区の田6筆、5, 498㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
以下の受け手は〇〇〇さんです。
申請番号66番から80番までの期間は10年間です。以前中間管理事業の対象農地は農用地区域内だったのですが、区域外も事業として使えるようになったので、今回の申請となりました。ただし申請番号66番、67番は新規申請です。
申請番号66番、仙南地区の田5筆、7, 466㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
申請番号67番、仙南地区の田3筆、8, 010㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号68番、仙南地区の田3筆、5, 175㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号69番、千畑地区の田4筆、六郷地区の田7筆、仙南地区の田3筆、28, 657㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号70番、仙南地区の田3筆、2, 429㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号71番、六郷地区の田1筆、1, 244㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号72番、仙南地区の田1筆、1, 809㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号73番、六郷地区の田1筆、2, 169㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号74番、六郷地区の田3筆、3, 360㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号75番、六郷地区の田6筆、7, 412㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号76番、六郷地区の田3筆、3, 254㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号77番、六郷地区の田2筆、8, 754㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号78番、六郷地区の田1筆、2, 584㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号79番、六郷地区の田1筆、5, 523㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号80番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田9筆、計20, 984㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号81番、六郷地区の田7筆、6, 195.08㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は3年1ヶ月です。

申請番号82番、六郷地区の田4筆、15, 189㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年11ヶ月です。

申請番号83番、六郷地区の田2筆、2, 934㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は1年10ヶ月です。

申請番号84番、六郷地区の田1筆、4, 074㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は4年9ヶ月です。

申請番号85番、六郷地区の田1筆、2, 852㎡、出し手は〇〇〇さん、賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は8年10ヶ月です。

申請番号60番から85番までの26件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第18号について、事務局より説明が終わりました。それでは、申請番号60番から申請番号85番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

- 1 1 番委員 申請番号 8 1 番から申請番号 8 5 番まで、中間管理の設定期間がものすごく短かったり、ばらばらな理由はどういうものでしょうか。
- 庶務班長 受け手さんが他の方々とは既に契約されているので、終わりを同じにするために半端な期間となっております。
- 1 1 番委員 分かりました。
- 議 長 他に質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号 6 0 番から申請番号 8 5 番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号 6 0 番から申請番号 8 5 番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第 6、議案第 1 8 号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第 7、議案第 1 9 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等についてを上程し議題とします。議案第 1 9 号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第 1 9 号について議案書をもとに朗読、説明 】
お手元の別紙様式 1 をご覧下さい。このことについては、美郷町農業委員会の令和 5 年度の目標を設定して、4 月末まで公表することとなっております。
1 ページ目は農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。
2 ページ目は上段の（1）農地の集積①現状及び課題の表の中で今年度は集積率 8 5 % でした。昨年度末は 8 1. 4 % でしたので、大分上がっております。これを受けまして、②の目標の表に令和 5 年度末の集積率目標を 8 5. 3 % としました。すでに高水準となっておりますので、目標の率を微増としております。
（2）遊休農地の解消です。令和 4 年度は非農地証明で解決としたものがありますので、新規に加えたものもありますが、面積が少なくなっております。
3 ページ目は（3）新規参入の促進です。令和 4 年度は新規参入者が誰もいませんでした。②目標では過去 3 年間の権利移動した面積の平均の 1 割を目標面積とする必要がありますので、1 0. 6 h a が目標面積となります。
2 最適化活動の活動目標ですが、1 人あたりの活動日数を 1 ヶ月あたり 5 日としました。その下の活動強化月間の目標、内容は昨年と同じです。
（3）新規参入相談会への参加目標です。昨年は Web 会議に参加することが目標でしたが、開催日がスケジュールと合わず目標を達成できませんでした。今年度は参加回数を 1 回とし、参加者は 1 名か 1 経営体としました。
令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価のほうですが、県への報告が 5 月末のため、次回総会で審議していただくこととしております。
以上です。
- 議 長 議案第 1 9 号について、事務局より説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

新規参入相談会ですが、例えば町のホームページに載せておくということもあると思いますが、新規就農というのは相談会をやっても分からないのではないかと思います。その前段階として、こんなこともやっているというパンフレットなどPRのようなものがどこにあるのかということをお訊きしたいです。

●庶務班長 新規就農については農政課と一緒に進めています、去年はなかなか相談会が開きにくいという状況から Web 会議に参加しただけでもやったことになり、ますという秋田県農業会議からの回答がありましたので、その形にしました。ただ、日程が合わなくて去年は出来ませんでした。では、他の町村ではどのようにしているのかというのを訊いたことがあるのですが、やはり、相談会を開催して、新規就農しそうな方々を呼んで説明をしているらしいです。ホームページに載せたうえで、会議等で直接説明する機会を設ける必要があると思っています。

●議 長 開催するのはいいのですが、誰に向けてやるのか、対象になりそうな方々が情報を見ているのかどうかというのが訊きたいところです。

●庶務班長 だまっけても誰が新規なのか分からないですけれども、令和4年度に新規になりそうな方々が3名ほど窓口で相談に来ました。まずはその方々の不安をいくらかでも払拭できるような相談会を開けないものかと考えています。大きな相談会でなくても1回でも開催できればと思っています。

●議 長 それをどういう形でやりますか。

●庶務班長 17名全員じゃなくても何名か農業委員の方々に参加してもらって、1名かとか1経営体に説明するというような案でいます。もっと大きな形でやる方法もあるかと思っています。

4番委員 もし、そういう申込みがあった場合、後でまとめてやるのもいいと思いますが、とりあえず農政課、農業委員会に来た案件なら、担当地区の農業委員と相談する機会を設けて、それを1回とみなすような形にして、年間を通しての相談会はまとめて1回やるというのはどうでしょうか。

●議 長 相談に来たらまず話を伺うということですね。

4番委員 そうです。地元の農業委員に、このような方が来たという連絡をしてもらえれば、直接その人の近場で相談に応じるなど、対応が出来るのではと思います。

●議 長 何をやりたいか、例えば花卉をやりたい、畜産をやりたいとなれば、その方面に詳しい農業委員に相談するなど積極的な働きかけができると思います。

4番委員 職種的に、地域的に連絡するか、または総会時にこのような方が相談に来ているが、対応出来る農業委員はいますか。と問い掛けしてもらえればいいのかと思います。

●庶務班長 窓口で相談にいらした方から一番に訊かれるのは、まず農地がないので農地を紹介してくださいということです。

●議 長 どこに農地がほしいのか、山間部がいいのか、大仙市に近い方がいいのか希望もあると思います。

4番委員 その点も委員を含めて聴き取り調査ができる環境作りをした方がいいと思

います。

- 庶務班長 その都度情報発信をしていきたいと思います。場所の選定がなかなかうまくいかず進まなくなってしまうケースもあります。
- 4 番委員 地域の農業委員と言っても、地元に住んでいない人となるとまた中身は違ってきます。
- 議 長 まずどこに住むかということから始まってくるので、できるだけ情報発信をしてもらって進めていけたらと思います。
- 議 長 他に質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第19号については原案のとおり公表することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号については原案のとおり公表させていただくことに決しました。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後4時53分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年4月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 定 廣

議事録署名委員 深 田 秋 彦